

妻の実家で、妻の両親とともに住んでいる (逆パターンも同じ)

- ・家の所有者は「妻のお父さん」
- ・夫の収入で一家を支えている (同一生計)
- ・妻のお父さんの年間所得が48万円以下



「夫の確定申告」で、雑損控除を適用できる

※税法上の「親族」には、「6親等内の血族ならびに3親等内の姻族」まで含みますので、「妻のお父さん」は、親族の範囲に含まれます。

「親戚のおじさんおばさん」も、税法上の親族に含まれる場合が多いです。

家の所有者



家計を支えている人

雑損控除を適用できる

